令和4年7月19日

山形県新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部

イベント等の開催に関する基本方針

山形県内において開催するイベント等については、政府の基本的対処方針(令和4年7月15日変更)を踏まえ、次の規模要件を満たすとともに、業種別ガイドラインを遵守し、かつ留意事項等に対応する場合に、開催できるものとする。(新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)法第24条第9項に基づく要請)

1 適用期間

令和4年7月19日から当面の間

2 規模要件

(1) 収容定員がある場合(概要は別添1のとおり)

次の(A)と(B)のいずれか小さい方を限度とする。

収容	字率 (A)
大声での歓声・声援等が	大声での歓声・声援等が
ないもの (※1)	あるもの (※1)
100%以内	50%以内
(席がない場合は人と人と	(席がない場合は十分な人
が触れ合わない程度の間隔を確保)	と人との間隔 (できるだけ2m、最低1m) を確保)

人数上限 (B)
5,000人又は収容定員50%(参
加人数5,000人超かつ収容定員
50%超で感染防止安全計画 ※
2) を策定する場合は収容定員
まで) のいずれか大きい方

(※1)「大声」とは、「観客等が、通常よりも大きな声量で、反復・継続的に声を発すること」とし、これを積極的に推奨する又は必要な対策を十分に施さないイベントを「大声での歓声・声援等があるもの」とする。

≪大声の具体例≫

- ・観客間の大声、長時間の会話
- ・スポーツイベントにおいて、反復・継続的に行われる応援歌の合唱 ※ 得点時の一時的な歓声等は必ずしも当たらない
- (※2) 感染防止安全計画策定イベントでは、「大声での歓声・声援等がないもの」の担保が前提となる。

(2) 収容定員がない場合

イベントの類型	要件
大声での歓声・声援等がない もの	人と人とが触れ合わない程度の間隔を確保すること
大声での歓声・声援等がある もの	十分な人と人との間隔(できるだけ2m、最低1m) を確保すること

(注)「2 規模要件」における人数は、主催者と参加者のいる場所が明確に分かれている場合(例えばプロスポーツイベントの選手と観客等)には参加者数のみを計上することとし、主催者と参加者のいる場所が明確に分かれていない場合(例えば展示会の主催者と来場者等)には両者を合計した数とする。

3 感染防止安全計画の提出等

(1) 感染防止安全計画の提出

参加人数5,000人超かつ収容定員50%超で人数上限の緩和を希望するイベントの主催者等は、県に対し、イベント開催の2週間前までに別紙1「感染防止安全計画」を提出し、確認を受けた後、イベント終了後1か月を目途に別紙2「イベント結果報告フォーム」を提出すること。

その他の取扱いについては、「イベント等における感染防止安全計画等について」(令和3年11月19日付け内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室事務連絡)に準じる。

(2) チェックリストの公表等

(1) 以外のイベントの主催者等は、別紙3「イベント開催時のチェックリスト」を作成し、ホームページ等で公表するとともに、イベント終了日から1年間保管すること。

4 イベント開催における留意事項

(1) 感染防止策の徹底

イベントの主催者等は、別添2「イベント開催等における必要な感染防止策」に示す 基本的な感染症対策に必要な取組みを実施すること。

(2) 飲食を伴う又は飲食が可能であるイベントの取扱い

飲食専用エリア以外(例:観客席等)での飲食の自粛を求めること。

ただし、発声が無いことを前提に、飲食時以外のマスク着用担保や、マスクを外す時間を短くするため飲食時間を短縮する等の対策ができる場合は除く。

(3) クラスターが発生した場合の対応

イベントにおいてクラスターの発生があった場合は、県からの指導等に従い、イベントの感染防止策を徹底し、必要に応じてなされる、イベントの無観客化、中止又は延期等の要請に協力すること。

5 その他

県は、政府の基本的対処方針等の変更や、県内の感染状況等を踏まえて、適宜、基本 方針を見直すものとする。

イベント開催制限 上限整理表

※収容定員がある場合

収容定員	大声なし	大声あり
1万人超	収容定員の半分まで ※ 感染防止安全計画を策定 した場合、収容定員まで	
5,000人超 ~ 1万人	5,000人まで ※ 感染防止安全計画を策定 した場合、収容定員まで	収容定員の 半分まで
5,000人以下	収容定員まで	

イベント開催等における必要な感染防止策

別添 2

項目	基本的な感染対策	感染防止安全計画に記載する具体的な対策例
①飛沫の抑制 (マスク着用 や大声を出 さないこ と)の徹底	□飛沫が発生するおそれのある行為を抑制するため、適切なマスク(品質の確かな、できれば不知布)の正しい着用や大声を出さないことを周知・徹底し、そうした行為をする者がいた場合には、個別に注意、退場処分等の措置を講じる*大声を「観客等が、⑦通常よりも大きな声量で、④反復・継続的に声を発すること」との定義し、これを積極的に推奨する又は必要な対策を施さないイベントは「大声あり」に該当することとする。 *大声を伴う可能性のあるため収容率を50%とする場合でも、常に大声を出すことは飛沫防止の観点から望ましいものではないため、対策を徹底すること。 *飛沫が発生するおそれのある行為には、大声での会話を誘発するような、大音量のBGMや応援なども含む。 *適切なマスクの正しい着用については、厚生労働省HP「マスクの着用について」を参照。なお、屋外において、他者と距離がとれない場合であっても会話をほとんど行わない場合は、マスクの着用は必要ないことに留意すること。	○マスクを着用しない者や大声を出す者に対す る個別注意等の具体的方法の検討・実施
②手洗、手 指・施設消 毒の徹底	□こまめな手洗や手指消毒の徹底を促す(会場出入 □等へのアルコール等の手指消毒液の設置や場内 アナウンス等の実施) □主催者側による施設内(出入口、トイレ、共用部 等)の定期的かつこまめな消毒の実施	○施設内の消毒(箇所・頻度等)の計画の検
③換気の徹底	□機械換気による常時換気又は窓開け換気 *必要な換気量(一人当たり換気量 30m3/時を目安)を確保するため、二酸化炭素濃度を概ね1,000ppm以下を目安(二酸化炭素濃度測定器の活用が効果的) *機械換気が設置されていない場合の窓開け換気は、可能な範囲で2方向の窓開け *機械換気、窓開け換気ともに相対湿度の目安は40-70% *屋外開催は除く	○各施設の設備に応じた換気 ・施設に備わっている換気設備の確認、その仕様を踏まえた適切な換気 ・二酸化炭素濃度測定器による常時モニターや映像解析を活用した換気状況を確認するための手法の検討・実施 ・換気能力維持のための定期的な検査・メンテナンス

項目	基本的な感染対策	感染防止安全計画に記載する具体的な対策例
④来場者間の 密集回避	□入退場時の密集を回避するための措置(入場ゲートの増設や時間差入退場等)の実施 □休憩時間や待合場所での密集も回避するための人員配置や導線確保等の体制構築 *入場口・トイレ・売店等の密集が回避できない場合はキャパシティに応じて収容人数を制限する等、最低限人と人とが触れ合わない程度の間隔を確保する。 □大声を伴わない場合には、人と人とが触れ合わない間隔、大声を伴う可能性のあるイベントは、前後左右の座席との身体的距離の確保 *「大声あり」の場合、座席間は1席(立席の場合できるだけ2m、最低1m)空けること。	○開場時間の前倒しや時間差・分散退場の実施、交通機関との連携(駅付近の混雑度データを踏まえた増便等)による誘導計画 ○密になりやすい場所での足形マークの設置、マーキング、誘導員等の配置による誘導等の実施計画 ○CO2 測定装置等を活用した混雑状況の把握・管理と適切な誘導 ○収容率を踏まえた、密集回避に適した観客席の座席配置の工夫
⑤飲食の制限	□飲食時における感染防止策(飲食店に求められる感染防止策等を踏まえた十分な対策)の徹底□食事中以外のマスク着用の推奨□長時間マスクを外す飲食は、隣席への飛沫感染のリスクを高めるため、可能な限り、飲食専用エリア以外(例:観客席等)は自粛*発声がないことを前提に、飲食時以外のマスク着用担保や、マスクを外す時間を短くするため食事時間を短縮する等の対策ができる環境においてはこの限りではない。□自治体等の要請に従った飲食・酒類提供の可否判断(提供する場合には飲酒に伴う大声等を防ぐ対策を検討)	○飲食可能エリアにおける飛沫感染等を低減する具体的な感染防止策の策定 ○飲食・アルコールを必要最小限に抑える方策の検討・実施 ○安全なイベント開催のための、飲酒による大声発生等の問題発生時には退場処分や酒類の提供中止等の対策を事前に周知

項目	基本的な感染対策	感染防止安全計画に記載する具体的な対策例
⑥出演者等の 感染対策	□有症状者(発熱又は風邪等の症状を呈する者)は出演・練習を控えるなど日常から出演者やスタッフ等の健康管理を徹底する *体調が悪いときは医療機関等に適切に相談。 □練習時等、イベント開催前も含め、声を発出する出演者やスタッフ等の関係者間での感染リスクに対処する *練習時等であっても、適切なマスクの正しい着用、演者やスタッフ等の関係者間の適切な距離確保、換気、必要に応じた検査等の対策が必要。 □出演者やスタッフ等と観客がイベント前後・休憩時間等に接触しないよう確実な措置を講じる(誘導スタッフ等、必要な場合を除く)	 ○日常から行う出演者やスタッフ等の健康管理方法の検討・出演者やスタッフ等の必要に応じた検査の実施。 ・健康アプリの活用等。 ○出演者やスタッフ等と観客の接触防止策(動線計画・ファンサービスの自粛等)の策定、出演者やスタッフ等及び観客双方への呼びかけ
⑦参加者の把 握・管理等	□入場時の連絡先確認やアプリ等を活用した参加者の把握 *接触確認アプリ(COCOA)や各地域の通知サービス(BluetoothやQRコードを用いたもの等)を活用。 *原則、参加者全員に対してアプリダウンロードまたは、氏名・連絡先等の把握を徹底。 □入場時の検温、有症状(発熱又は風邪等の症状)等を理由に入場できなかった際の払戻し措置等により、有症状者の入場を確実に防止 *チケット販売時に、有症状の場合は早めに連絡・キャンセルすることを周知すること。 □時差入退場の実施や直行・直帰の呼びかけ等イベント前後の感染防止の注意喚起	○チケット購入時の参加者の連絡先把握 ○COCOA や各地域の通知サービス等による来場者情報の把握・管理手法の確立(アプリ等の確実なダウンロードや来場者情報を把握するための具体的な措置の検討) ○直行・直帰等のイベント前後の感染対策に関する具体的な措置・会場での直行・直帰の呼びかけ。・警備員による公共交通機関への誘導等。 ・検温・検査実施のための体制・実施計画 ○有症状者の入場を防止できるキャンセルポリシーの整備